



リハビリ便り

夏の暑さもいくらかやわらぎ、季節の移り変わりをを感じる頃となりました。

今回は、小児リハビリを実施していく中で保護者の方から療育手帳についての質問を頂きましたのでご紹介します。

①療育手帳

主に知的障がいのある人が取得できる障がい者手帳です。知的障がいのある人が支援や相談などのサービスを受けやすくなることを目的としています。

②制度

療育手帳制度は法律で定められた制度ではありません。都道府県・政令指定都市がそれぞれ要綱などを制定して行っています。

③対象

知的障がいの基準に該当すると判定された方に交付します。

④判定場所

18歳未満は児童相談所で判定します。

⑤等級

障がいの程度により等級の区別がわかれ、受けられるサービスの適用範囲も違いがあります。

個別の知能検査、社会生活能力検査、介護指導度のそれぞれの程度を総合して判定します。

⑥メリット

福祉サービスを受ける際に、知的障がいがあることを証明する書類として療育手帳が使えることが多いです。他には就労支援や生活上の支援、税金の優遇など経済的な支援が受けられる場合があります。



⑦デメリット

特にありません。

⑧申請方法

保護者の居住地がある市町村窓口です。

今回ご紹介した療育手帳についての詳細は大分県のホームページに記載されていますので、ご覧下さい。

終わりに、当院リハビリテーション科に7月より2名の公認心理師が入職しました。お子様の発達に関することや子育てで抱える心配なことに加え、保護者の方が抱える不安や悩みについても相談できる様に対応していきます。たいと思います。



小児リハビリのお知らせ

初回到小児科医師の診察が必要です。
初診：右記問い合わせ番号にて、要予約
【初診対応曜日】

	月	火	水	木	金	土
午前	応相談	—	応相談	—	—	—
午後	—	○	○	○	—	応相談

【診療内容】
作業療法・言語聴覚療法

【対象となる方】
3歳～小学生程度

【時間】
月・火・水・木・金・土（毎月一回日曜診療あり）
（午前）9：00～12：00
（午後）13：40～16：40

【場所】
天心堂へつぎ病院 リハビリテーション科

【問い合わせ先】
リハビリテーション科
担当：水津・川上・阿南 電話：（097）529-5611

